



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*57 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業振興課)..... 1

○ 訓令

*17 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政管理課)..... 19

*18 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")..... 40

規 則

和歌山県規則第57号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成15年和歌山県規則第108号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県が行う林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金 (当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。) の貸付けについては、林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令 (昭和51年政令第131号。以下「政令」という。) 及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則 (平成15年農林水産省令第55号) の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。</p> <p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>3 知事は、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関 (法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。) に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付資格の認定)</p> <p>第3条 法第7条第1項 (法第12条第2項において準用する場合を含む。) の規定により貸付資格の認定を受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 (別記第1号様式) を知事に提出するものとする。</p> <p>2 法第8条 (法第12条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。) に規定する資格の認定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県が行う林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けについては、林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令 (昭和51年政令第131号。以下「政令」という。) 及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則 (平成15年農林水産省令第55号) の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。</p> <p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(貸付資格の認定)</p> <p>第3条 法第7条第1項の規定により貸付資格の認定を受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 (別記第1号様式。以下「貸付資格認定申請書」という。) を知事に提出するものとする。</p> <p>2 法第8条に規定する資格の認定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 略</p>

(貸付けの申請及び決定)

- 第4条 県による林業・木材産業改善資金の貸付け(県が行う法第3条第1項の林業・木材産業改善資金の貸付けをいう。以下同じ。)を受けようとする者は林業・木材産業改善資金貸付申請書(別記第2号様式。以下「貸付申請書」という。)を知事に提出するものとし、融資機関による林業・木材産業改善資金の貸付け(融資機関が行う法第3条第2項の林業・木材産業改善資金の貸付けをいう。以下同じ。)を受けようとする者は林業・木材産業改善資金借入申込書(別記第3号様式。以下「借入申込書」という。)を融資機関に提出するものとする。
- 2 前項の規定により借入申込書の提出を受けた融資機関が、第2条第3項に規定する資金の貸付けを受けようとする場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書(別記第4号様式。以下「県貸付金貸付申請書」という。)を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、貸付申請書又は県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、林業・木材産業改善資金等貸付決定通知書(以下「貸付決定通知書」という。)を申請者に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 融資機関は、前項の規定により貸付決定通知書の交付を受けたとき又は貸付けをしない旨の決定に係る通知を受けたときは、速やかにその旨を借入申込書を提出した者に通知するものとする。

(貸付資格認定の取消し)

- 第5条 知事は、第3条第3項の規定により資格認定書の交付を受けた者であって、前条第4項の規定により貸付決定通知書の交付を受けたもの又は前条第5項の規定により通知を受けた者が貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画を達成することができないと認めるときは、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、その旨を県による林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者又は融資機関による林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に通知するとともに、期限前償還等の所定の手続を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により融資機関による林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者に係る貸付資格の認定を取り消したときは、その旨を当該融資機関による林業・木材産業改善資金の貸付けを行った融資機関に通知するものとする。

(借用証書)

(貸付けの申請及び決定)

- 第4条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格認定申請書と併せ、林業・木材産業改善資金貸付申請書(別記第2号様式。以下「貸付申請書」という。)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、資格認定書と併せて林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(以下「貸付決定通知書」という。)を申請者に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付資格認定の取消し)

- 第5条 知事は、貸付けの決定を受けた者が貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画を達成することができないと認めるときは、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、その旨を貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に通知するとともに、期限前償還等の所定の手続を行うものとする。

(貸付けの決定の取消し)

- 第6条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、期限前償還を請求することができる。
- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(借用証書)

第6条 第4条第4項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた県による林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、速やかに林業・木材産業改善資金借用証書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

2 第4条第4項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた融資機関は、速やかに林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

（担保等）

第7条 県による林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（政令第5条に規定する者を除く。）は、貸付債務を保証するため、連帯保証人を立てるとともに、別に定めるところにより担保を提供するものとする。

2 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認めるときは、県による林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができるものとする。

（償還方法の変更）

第8条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（第9条から第12条までの規定による償還方法の変更を除く。）は、当該借受者に貸付けをした知事又は融資機関（以下「貸付機関」という。）に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第7号様式。以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。

2 融資機関は、償還方法変更申請書の提出を受けたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

3 知事は、償還方法変更申請書又は林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めるときは、申請者に通知するものとし、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 融資機関は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかにその旨を償還方法変更申請書を提出した者に通知するものとする。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第9条 略

2 融資機関は、前項の規定により繰上償還による償還金を受領したときは、速やかに県貸付金（県が第2条第3項の規定により貸し付けた資金をいう。以下同じ。）の繰上償還を行うものとし、林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書（別記第9号様式）を知事に提出するものとする。

（その他の繰上償還）

第10条 借受者は、前条の規定によるほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、貸付機関に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書（別記第10号様式）を提出するものとする。

2 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を知事に提出するものとする。

3 融資機関は、第1項の繰上償還による償還金を受領したときは、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとする。

第7条 第4条第3項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに林業・木材産業改善資金借用証書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

（担保等）

第8条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（政令第5条に規定する者を除く。）は、貸付債務を保証するため、連帯保証人を立てるとともに、別に定めるところにより担保を提供するものとする。

2 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認めるときは、借受者に対し、担保の追加若しくは変更又は保証人の追加若しくは交替を求めることができるものとする。

（償還方法の変更）

第9条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（第6条、第10条、第11条又は第12条の規定による償還方法の変更を除く。）は、知事に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第4号様式。以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。

2 知事は、償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めるときは、申請者に通知するものとし、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第10条 略

（その他の繰上償還）

第11条 借受者は、前条の規定によるほか、林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、知事に林業・木材産業改善資金繰上償還通知書（別記第5号様式）を提出するものとする。

(期限前償還)

第11条 貸付機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限前償還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

2 第9条第2項の規定は、融資機関が前項の規定による請求をした場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限前償還を請求することができる。

- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 政令第7条第3号に規定する報告を怠ったとき。
- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第12条 法第10条(法第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により償還金の支払の猶予を申請する借受者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(別記第11号様式。以下「支払猶予申請書」という。)に県が指定する証明書を添え、償還期限(分割払の場合における各支払期日を含む。)の30日前までに貸付機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書(別記第12号様式)を知事に提出するものとする。

3 知事は、支払猶予申請書又は林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めるときは、申請者に通知し、支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

4 融資機関は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかにその旨を支払猶予申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業実施報告等)

第13条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書(別記第13号様式。以下「事業実施報告書」という。)を貸付機関に提出するものとする。

2 融資機関は、事業実施報告書の提出を受けたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書(別記第14号様式)に当該事業実施報告書の写しを添えて知事に提出するものとする。

3 事業実施報告書又は林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならないものとする。

(事務の委託)

第14条 知事は、県による林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務の一部を、和歌山県森林組合連合会及び和歌山県木材協同組合連合会に委託するものとする。

2 前項の委託を受けた和歌山県森林組合連合会

(支払の猶予)

第12条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請する者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(別記第6号様式。以下「支払猶予申請書」という。)に県が指定する証明書を添え、償還期限(分割払の場合における各支払期日を含む。)の30日前までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めるときは、申請者に通知し、支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業実施報告等)

第13条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書(別記第7号様式。以下「事業実施報告書」という。)を知事に提出するものとする。

2 事業実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者は、その指示に従わなければならないものとする。

(事務の委託)

第14条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務の一部を、和歌山県森林組合連合会及び和歌山県木材協同組合連合会に委託するものとする。

2 前項の委託を受けた和歌山県森林組合連合会

は、知事と協議の上、その構成員たる森林組合に委託を受けた事務の処理を再委託することができるものとする。

(報告及び検査)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項において事務を委託した機関、同条第2項において事務を再委託された機関、融資機関又は借受者に対して必要な報告を求め、又は関係職員に貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

は、知事と協議のうえ、その構成員たる森林組合に委託を受けた事務の処理を再委託することができるものとする。

(報告及び検査)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項において事務を委託した機関、同条第2項において事務を再委託された機関又は借受者に対して必要な報告を求め、又は関係職員に貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

別記第7号様式中「和歌山県知事」を「貸付機関の代表者」に改め、同様式を別記第13号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第14号様式 (第13条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

和歌山県知事 様

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により林業・木材産業改善資金貸付業務を実施したので、和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則第13条第2項の規定により下記のとおり書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

(注) 林業従事者等から提出を受けた林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付すること。

別記第6号様式中「和歌山県知事」を「貸付機関の代表者」に改め、同様式を別記第11号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第12号様式 (第12条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

和歌山県知事 様

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			

* 枠は適宜、追加すること

(注) 林業従事者等から提出を受けた林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。

別記第5号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「和歌山県知事」を「貸付機関の代表者」に、「第11条の規定」を「第10条第1項及び第11条第2項の規定」に改め、同様式を別記第10号様式とし、別記第4号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に、「和歌山県知事」を「貸付機関の代表者」に改め、同様式を別記第7号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第8号様式 (第8条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

和歌山県知事 様

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付で借用した下記の林業・木材産業改善資金県貸付金について、償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	円	円		
2					
3					
4					
5					

* 枠は適宜、追加すること

3 変更理由

(注) 林業従事者等から提出を受けた林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付すること。

別記第9号様式 (第9条関係)

年 月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書

和歌山県知事 様

名 称 融資機関
代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり繰上償還しますので、和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第2項の規定により通知します。

記

1 繰上償還額 円
(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法
(1) 借受残額一括償還
(2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				

* 枠は適宜、追加すること

(注) 林業従事者等から提出を受けた林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の写しを添付すること。

別記第3号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記第5号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式 (第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

名 称 融資機関

代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日付で貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金の借用証書を別紙のとおり提出します。

別紙

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

名 称 融資機関

代表者

印

- 1 貸付決定日及び貸付決定番号
- 2 林業・木材産業改善資金県貸付金 金 円借用しました。
- 3 林業・木材産業改善資金に係る法令、国の通知、和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成15年和歌山県規則第108号)、特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 4 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

※各林業従事者等の貸付決定通知書の償還計画の写し

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2				
・				
・				

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。)は、和歌山県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、借受者(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき。(丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年和歌山県規則第108号)及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得をされた施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(管轄裁判所)

第10条 この契約について訴訟等が生じたときは、和歌山市を管轄する裁判所を第一審の裁判所とするものとする。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式 (第4条関係)

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者 様

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の借入を申し込みます。

申請者	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名(名称及び代表者名)		()	年 月 日生	歳	
	事業の概要				設立の時期 (個人の場合は、事業開始時期)	年 月 日

償還期間	据置期間	資金交付希望日	貸付けに係る事業の内容及び金額			
			事業内容	事業量	事業費	申請額
年	年	年 月 日			千円	千円

償還計画	償還月日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目()年	千円	6年目()年	千円	11年目()年	千円
		2年目()年	千円	7年目()年	千円	12年目()年	千円
		3年目()年	千円	8年目()年	千円	13年目()年	千円
		4年目()年	千円	9年目()年	千円	14年目()年	千円
		5年目()年	千円	10年目()年	千円	15年目()年	千円

連帯債務者	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		印 ()	年 月 日生	歳	

連帯保証人	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		()	年 月 日生	歳	
	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		()	年 月 日生	歳	
	住所	〒				
	ふりがな		電話番号	生年月日	年齢	職業
	氏名		()	年 月 日生	歳	

担保物件の有無	担保物件の内容
有・無	

改善資金の過去の借入状況	借入年度	貸付決定番号	資金の用途	総事業費(円)	借入額(円)	現在償還残額(円)

※以下の欄は、関係機関が記入すること。

受理機関名	受理年月日
	年 月 日

別記第4号様式 (第4条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

名 称 融資機関
代表者

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので、和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第2項の規定により、申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

(注) 林業従事者等から提出を受けた借入申込書の写し及び資料を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令

和歌山県訓令第17号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、男女共同参画センター」を「、中央児童相談所、ジェンダー平等推進センター」に、「子ども・女性・障害者相談センター」を「DV相談支援センター、障害児者サポートセンター」に改める。

第13条第1項中「、会計管理者、監察査察監、危機管理監及び地域振興監」を「及び会計管理者」に、「国際担当参事、食品安全参事及び労働政策参事」を「、考査担当参事及び国際担当参事」に改める。

別表第1部長専決事項の欄17（4）を削り、同欄22を次のように改める。

22 叙勲、褒章等の推薦を受ける者及び知事表彰等の受賞者の決定に関すること。

別表第1部長専決事項の欄23に次のように加える。

(2) 指定公金事務取扱者の指定（第243条の2第1項）

別表第1局長専決事項の欄44中「知事賞」の次に「（品評会、競技会等の成績優秀者をたたえるもの等被受賞者の選定において裁量の無いものをいう。）」を加え、同欄に次のように加える。

45 知事による祝辞、式辞、弔辞その他これらに類するものの決定に関すること。

別表第2広報課の表中「1 広報課」を「1 知事直轄組織」に改める。

別表第2総務部の表管財課の項部長専決事項の欄1及び同表情報基盤課の項部長専決事項の欄1中「役務」を「物品の購入、役務」に改め、同表危機管理・消防課の項、同表防災企画課の項及び同表災害対策課の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

3 危機管理部

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
危機管理 消防課	1 和歌山県危機管理計画の変更に関すること。 2 市町村国民保護計画の変更協議の承認に関すること。	1 消防組織法（昭和22年法律第226号）に関する次のこと。 (1) 消防施設の強化拡充の指導及び助成（第29条第4号） 2 消防法（昭和23年法律第186号）に関する次のこと。 (1) 危険物製造所等の使用の停止命令（第12条の2） (2) 緊急時の一時使用停止命令等（第12条の3） (3) 危険物取扱者免状の返納命令（第13条の2第5項） (4) 危険物取扱者試験の実施（第13条の3） (5) 事故時の応急措置の命令（第16条の3第3項）	1 和歌山県国民保護計画の軽微な変更に関すること。 2 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）に関する次のこと。 (1) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認（第33条） 3 消防組織法に関する次のこと。 (1) 消防に関する市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調等（消防施設の強化拡充の指導及び助成に係るものを除く。）（第29条） 4 退職消防団員報償規程（昭和36年消防庁告示第3号）による報償該当者の推薦等に関すること。 5 消防法に関する次のこと。

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(6) 無許可施設等に対する措置命令 (第16条の6)</p> <p>(7) 消防設備士免状の返納命令 (第17条の7第2項)</p> <p>(8) 消防設備士試験の実施 (第17条の8)</p> <p>3 石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 和歌山県石油コンビナート等防災本部の本部員の任免 (第28条)</p> <p>4 和歌山県石油コンビナート等防災本部条例 (昭和51年和歌山県条例第35号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 和歌山県石油コンビナート等防災本部の幹事の任免 (第2条)</p> | <p>(1) 危険物製造所等の設置の許可 (第11条第1項)</p> <p>(2) 危険物製造所等の完成検査及び完成検査前検査 (第11条第5項、第11条の2)</p> <p>(3) 仮使用及び仮取扱の承認 (第11条第5項)</p> <p>(4) 危険物製造所等の承継の届出の受理 (第11条第6項)</p> <p>(5) 危険物製造所等において取り扱う危険物の種類又は数量の変更の届出の受理 (第11条の4)</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は取扱いの違反に対する命令 (第11条の5第1項)</p> <p>(7) 危険物製造所等の用途廃止の届出の受理 (第12条の6)</p> <p>(8) 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出の受理 (第12条の7第2項)</p> <p>(9) 危険物保安監督者の選任又は解任の届出の受理 (第13条第2項)</p> <p>(10) 危険物取扱者免状の交付 (第13条の2第3項)</p> <p>(11) 消防試験研究センターの指導監督 (第13条の15第2項)</p> <p>(12) 予防規程の認可 (第14条の2)</p> <p>(13) 資料の提出命令、立入検査等 (第16条の5第1項)</p> <p>(14) 消防設備士免状の交付 (第17条の7第1項)</p> <p>6 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)、火薬類取締法施行令 (昭和25年政令第323号) 及び火薬類取締法施行規則 (昭和25年通商産業省令第88号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 製造の許可 (第3条)</p> <p>(2) 販売営業の許可 (第5条)</p> <p>(3) 製造の許可又は販売営業の許可の取消し (第8条、第44条)</p> <p>(4) 製造施設又は製造方法の基準適合命令 (第9条第3項)</p> <p>(5) 製造施設等の変更許可 (第10条)</p> <p>(6) 製造施設等の軽微な変更の届出の受理 (第10条第2項)</p> <p>(7) 貯蔵の基準適合命令 (第11条第3項)</p> <p>(8) 火薬庫の設置、移転又はその構造・設備の変更の許可 (第12条)</p> <p>(9) 火薬庫の設備等の軽微な変更の届出の受理 (第12条第2項)</p> <p>(10) 火薬庫の共同使用許可 (第13条)</p> <p>(11) 火薬庫の所有者又は占有者に対する修理、改造及び移転命令 (第14条第2項)</p> <p>(12) 製造施設又は火薬庫の完成検査 (第15条)</p> <p>(13) 製造・販売営業・火薬庫の廃止の届出の受理 (第16条)</p> <p>(14) 火薬類の譲渡又は譲受の許可及び許可の取消し並びに許可証の交付 (第17条第1項、第3項、第4項)</p> <p>(15) 譲渡許可証又は譲受許可証の</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 記載事項の変更の書換え及び再交付(第17条第7項、第8項)
- (16) 火薬類の輸入の許可(第24条第1項)
- (17) 火薬類の消費の許可及び許可の取消し(第25条第1項、第3項)
- (18) 火薬類の廃棄の許可(第27条第1項)
- (19) 危害予防規程の認可及び変更命令(第28条)
- (20) 保安教育計画の認可(第29条第1項)
- (21) 製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の保安責任者及び副保安責任者の選任又は解任の届出の受理(第30条第3項)
- (22) 保安責任者等の試験の実施並びに免状の交付及び返納命令(第31条第3項、第5項、第7項)
- (23) 製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理(第33条第2項)
- (24) 保安責任者等の解任命令(第34条第2項)
- (25) 定期保安検査の実施(第35条第1項)
- (26) 製造施設又は火薬庫の定期自主検査の計画及びその変更の届出の受理(第35条の2第2項)
- (27) 製造施設又は火薬庫の定期自主検査の報告の受理(第35条の2第3項)
- (28) 製造施設又は火薬庫の定期自主検査の立会い(第35条の2第4項)
- (29) 火薬類安定度試験の実施命令(第36条)
- (30) 製造・販売営業又は火薬類の貯蔵等の報告の徴収(第42条)
- (31) 立入検査、質問及び火薬類の収去(第43条第1項)
- (32) 緊急措置命令(第45条)
- (33) 指定完成検査機関の指定(第45条の23、政令第16条第2項)
- (34) 指定完成検査機関の指定の更新(第45条の26、政令第16条第2項)
- (35) 指定完成検査機関の事業所の変更の届出の受理(第45条の28、政令第16条第2項)
- (36) 指定完成検査機関の業務規程の認可等(第45条の29、政令第16条第2項)
- (37) 指定完成検査機関の業務の休止又は廃止の届出の受理(第45条の30、政令第16条第2項)
- (38) 指定完成検査機関の解任命令(第45条の31、政令第16条第2項)
- (39) 指定完成検査機関に対する適合命令(第45条の33、政令第16

- 条第2項)
- (40) 指定完成検査機関に対する指定の取消し等(第45条の34、政令第16条第2項)
- (41) 指定完成検査機関に対する報告書の徴収(第45条の36、政令第16条第2項)
- (42) 指定完成検査機関に対する立入検査(第45条の37、政令第16条第2項)
- (43) 指定保安検査機関の指定等(第45条の38、政令第16条第2項)
- (44) 事故発生の報告の徴収(第46条第2項)
- (45) 事故発生時の指示(第47条)
- (46) 県公安委員会の意見の聴取(第52条第1項)
- (47) 公安委員会又は海上保安庁長官への通報(第52条第2項)
- (48) 火薬庫外の貯蔵所の指示(省令第15条)
- 7 武器等製造法(昭和28年法律第145号)に関する次のこと。
- (1) 猟銃等の製造の許可(第17条)
- (2) 猟銃等の試験的製造の許可(第18条)
- (3) 猟銃等の販売事業の許可(第19条)
- (4) 猟銃等の製造又は販売事業の許可の取消し、承継、猟銃等の種類の変更の許可、事業廃止届出、製造設備及び保管設備の改善命令及び工場等の移転の許可(第20条)
- (5) 製造又は販売業務の報告の徴収(第24条)
- (6) 猟銃等製造事業者の工場等への立入検査(第25条)
- (7) 公安委員会への通報及び警察官又は海上保安官からの通報の受理(第28条)
- 8 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)及び高圧ガス保安法施行令(昭和26年政令第350号)に関する次のこと。
- (1) 高圧ガスの製造の許可(第5条第1項)
- (2) 高圧ガス製造の届出の受理(第5条第2項)
- (3) 高圧ガス製造の許可の取消し(第9条)
- (4) 第1種製造者の承継の届出の受理(第10条第2項)
- (5) 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者等及び特定高圧ガス消費者に対する基準適合命令(第11条第3項、第12条第3項、第15条第2項、第18条第3項、第20条の6第2項、第24条の3第3項)
- (6) 高圧ガス製造施設等の変更許可(第14条第1項)
- (7) 高圧ガス製造施設等の軽微な変更の届出の受理(第14条第2項)
- (8) 第1種貯蔵所の設置の許可(第16

条第2項)

- (9) 第1種貯蔵所の設置者の承継の届出の受理(第17条第2項)
- (10) 第2種貯蔵所設置の届出の受理(第17条の2第1項)
- (11) 第1種貯蔵所の設置の変更の許可(第19条第1項)
- (12) 第1種貯蔵所の設置の軽微な変更の届出の受理(第19条第2項)
- (13) 第2種貯蔵所の設置の変更の届出の受理(第19条第4項)
- (14) 高压ガス製造施設又は第1種貯蔵所の完成検査(第20条第1項)
- (15) 高压ガスの販売事業の届出の受理(第20条の4)
- (16) 販売業者等の周知させる義務についての勧告及び公表(第20条の5第2項、第3項)
- (17) 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者及び販売者の製造等の廃止等の届出の受理(第21条)
- (18) 高压ガス輸入検査(第22条第1項)
- (19) 高压ガス輸入検査に合格しなかった場合の措置命令(第22条第3項)
- (20) 特定高压ガスの消費の届出の受理(第24条の2)
- (21) 特定高压ガスの消費のための施設等の変更の届出の受理(第24条の4第1項)
- (22) 特定高压ガスの消費の廃止の届出の受理(第24条の4第2項)
- (23) 危害予防規程の届出及び変更の届出の受理(第26条第1項)
- (24) 危害予防規程の変更命令並びに遵守措置命令及び勧告(第26条第2項、第4項)
- (25) 保安教育計画の変更命令及び改善勧告(第27条第2項、第5項)
- (26) 保安統括者等の選任又は解任の届出の受理(第27条の2、第27条の3、第27条の4)
- (27) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付(第29条)
- (28) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付事務の委託(第29条の2第1項)
- (29) 製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令(第30条)
- (30) 製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施(第31条第2項)
- (31) 保安統括者等の代理者の選任又は解任の届出の受理(第33条)
- (32) 保安統括者等の解任命令(第34条)
- (33) 特定施設の保安検査(第35条第1項)
- (34) 危険事態の届出の受理(第36条第2項)
- (35) 第1種製造者又は第1種貯蔵所の所有者若しくは占有者の許可の取消し等(第38条)

- (36) 緊急措置命令等 (第39条)
- (37) 容器の製造の方法の基準適合命令 (第41条第2項、政令第18条第2項第2号)
- (38) 容器検査 (第44条第1項、政令第18条第2項第3号)
- (39) 容器の刻印等 (第45条第1項、政令第18条第2項第3号)
- (40) 特別充てん許可 (第48条第5項、政令第18条第2項第3号)
- (41) 容器再検査 (第49条、政令第18条第2項第4号、第5号)
- (42) 附属品検査 (第49条の2第1項、政令第18条第2項第6号)
- (43) 附属品の刻印 (第49条の3第1項、政令第18条第2項第6号)
- (44) 附属品再検査 (第49条の4第1項、第3項、政令第18条第2項第7号)
- (45) 容器検査所の登録 (第50条第3項、第4項、政令第18条第2項第8号)
- (46) 検査主任者の解任命令 (第52条第4項、政令第18条第2項第8号)
- (47) 容器検査所の登録の取消し等 (第53条、政令第18条第2項第8号)
- (48) 容器の充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の刻印等 (第54条第1項、第2項、政令第18条第2項第3号)
- (49) 容器のくず化その他の処分命令及び報告の受理 (第56条第1項、第2項、政令第18条第2項第3号)
- (50) 容器検査所の廃止の届出の受理 (第56条の2、政令第18条第2項第9号)
- (51) 指定完成検査機関の指定 (第58条の18、政令第18条第1項第1号)
- (52) 指定完成検査機関の指定の更新 (第58条の20の2、政令第18条第1項第1号)
- (53) 指定完成検査機関の事業所の変更の届出の受理 (第58条の22、政令第18条第1項第1号)
- (54) 指定完成検査機関の業務規程の認可等 (第58条の23第1項、第3項、政令第18条第1項第1号)
- (55) 指定完成検査機関の業務の休止又は廃止の届出の受理 (第58条の24、政令第18条第1項第1号)
- (56) 指定完成検査機関の解任命令 (第58条の27、政令第18条第1項第1号)
- (57) 指定完成検査機関に対する適合命令 (第58条の29、政令第18条第1項第1号)
- (58) 指定完成検査機関の指定の取消し等 (第58条の30、政令第18条第1項第1号)
- (59) 指定保安検査機関の指定等 (第58条の30の3、政令第18条第1項第3号)
- (60) 報告の徴収 (第61条第1項、第2項、政令第18条)

- (61) 立入検査(第62条第1項、第2項、政令第18条)
 - (62) 事故届の受理及び報告の命令(第63条)
 - (63) 現状変更の禁止に係る指示(第64条)
 - (64) 許可等の条件(第65条)
 - (65) 公安委員会等への通報等(第74条)
 - (66) 公示(第74条の2第2項)
 - (67) 聴聞の特例(第76条)
 - (68) 不服申立ての手續における意見の聴取(第78条)
- 9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に関する次のこと。
- (1) 液化石油ガス販売事業の登録(第3条第1項)
 - (2) 液化石油ガス販売事業者の登録番号の登録及び販売業者への通知(第3条の2第1項、第2項)
 - (3) 液化石油ガス販売事業者の登録拒否の通知(第4条第2項)
 - (4) 登録行政庁の変更の場合における届出の受理(第6条)
 - (5) 販売所等の変更の届出の受理(第8条)
 - (6) 販売事業の承継の届出の受理(第10条第3項)
 - (7) 貯蔵施設の所有等の適用除外(第11条)
 - (8) 規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止の命令(第13条第2項)
 - (9) 書面の交付・再交付の命令(第14条第2項)
 - (10) 販売施設又は販売方法の基準適合命令(第16条第3項)
 - (11) 供給設備の基準適合命令(第16条の2第2項)
 - (12) 業務主任者の選任又は解任の届出の受理(第19条第2項)
 - (13) 業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理(第21条第2項)
 - (14) 販売事業者に対する業務主任者等の解任命令(第22条)
 - (15) 販売事業の廃止の届出の受理(第23条)
 - (16) 販売事業の登録の取消し又は停止命令(第25条、第26条)
 - (17) 販売事業者の登録の削除(第26条の2)
 - (18) 保安機関の認定及び認定の更新(第29条、第31条、第32条第2項)
 - (19) 保安機関の一般消費者等の数の増加の認可等(第33条)
 - (20) 保安機関への改善命令(第34条第3項)
 - (21) 保安機関の保安業務規程の認可、変更認可及び変更命令(第35条)
 - (22) 保安機関に対する基準適合命

			<p>令(第35条の2)</p> <p>(23) 保安機関の認定の取消し(第35条の3)</p> <p>(24) 保安機関の登録行政庁の変更、認定の変更、認定の承継及び廃止の届出の受理(第35条の4)</p> <p>(25) 消費設備の基準適合命令(第35条の5)</p> <p>(26) 液化石油ガス販売事業者の認定(第37条の6)</p> <p>(27) 認定液化石油ガス販売事業者からの報告の徴収(第35条の7)</p> <p>(28) 認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し(第35条の10)</p> <p>(29) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可(第36条、第37条)</p> <p>(30) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可等(第37条の2)</p> <p>(31) 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査等(第37条の3第1項、第2項)</p> <p>(32) 充てん設備の許可(第37条の4)</p> <p>(33) 充てん設備等の基準適合命令(第37条の5第3項)</p> <p>(34) 充てん設備の保安検査等(第37条の6)</p> <p>(35) 貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の許可の取消し等(第37条の7第1項、第2項)</p> <p>(36) 液化石油ガス設備士免状及び免状交付事務の委託(第38条の4、第38条の4の2)</p> <p>(37) 液化石油ガス設備士試験及び試験事務の委託(第38条の5、第38条の6)</p> <p>(38) 特定液化石油ガス設備工事業の届出の受理(第38条の10)</p> <p>(39) 業務又は経理の状況に関する報告の徴収(第82条第1項、第2項)</p> <p>(40) 立入検査等(第83条第3項、第4項)</p> <p>(41) 関係行政機関への通報等(第87条)</p> <p>(42) 公示(第88条第2項)</p> <p>(43) 聴聞の特例(第90条)</p> <p>(44) 不服申立ての手續における意見の聴取(第92条)</p> <p>10 ガス事業法(昭和29年法律第51号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 販売事業者に関する立入検査(第47条第1項)</p> <p>11 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 電気工事業者の登録及び更新に係る登録証の交付(第3条第1項、第3項、第7条第1項)</p> <p>(2) 電気工事業者の登録拒否(第6条)</p> <p>(3) 電気工事業者の登録の消除(第14条)</p> <p>(4) 電気工事の施行の差止め命令(第17条第2項)</p>
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<ul style="list-style-type: none"> (5) 電気工事業者に対する危険等防止命令(第27条) (6) 電気工事業者の登録の取消し又は事業の停止命令(第28条第1項) (7) 電気工事業者の報告の徴収及び立入検査(第29条第1項) (8) 聴聞の実施(第30条) (9) 電気工事に関する苦情処理のあっせん(第33条) 12 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気工事士免状の交付及び返納命令(第4条) (2) 電気工事士の業務に関する報告の徴収(第9条) 13 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 販売事業者に関する立入検査(第46条第1項) 14 石油コンビナート等災害防止法に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事業者に対する報告の徴収(第39条)
防災企画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 和歌山県防災会議の委員の任命(第15条) 2 和歌山県防災会議条例(昭和37年和歌山県条例第37号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 和歌山県防災会議の幹事の任免(第3条) 3 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震防災対策緊急事業五箇年計画の国への協議と市町村長に対する意見聴取(第2条) 4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定に係る関係市町村の意見聴取(第3条第4項) (2) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定に係る意見聴取(第10条第4項) 		<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村地域防災計画に係る市町村防災会議への必要な助言又は勧告(第42条)
災害対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 和歌山県災害対策本部規則(昭和38年和歌山県規則第15号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 和歌山県災害対策本部緊急防災要員、広域防災拠点要員及び災害時緊急支援要員の任免(第11条第3項、第12条第2項及び第13条第2項) 		

別表第2企画部の表中「3 企画部」を「4 企画部」に改め、同表企画総務課の項中「企画総務課」を「企画課」に改め、同表地域政策課の項、同表移住定住推進課の項、同表総合交通政策課の項及び同表人権政策課の項を削り、同表に次のように加える。

スポーツ		<ul style="list-style-type: none"> 1 和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) その他の施設の使用料の決定(<ul style="list-style-type: none"> 1 和歌山県立体育館設置及び管理条例に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務報告の聴取等(第9条) (2) 供用日及び供用時間の変更(第1
------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

課	別表第5項) 2 和歌山県立武道館設置及び管理条例(昭和44年和歌山県条例第11号)に関する次のこと。 (1) その他の施設の使用料の決定(別表第3項) 3 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)に関する次のこと。 (1) 附属設備の使用料の決定(別表第5項)	0条第2項、第11条第2項) 2 和歌山県立武道館設置及び管理条例に関する次のこと。 (1) 業務報告の聴取等(第9条) (2) 供用日及び供用時間の変更(第10条第2項、第11条第2項) 3 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例に関する次のこと。 (1) 業務報告の聴取等(第9条) (2) 供用日及び供用時間の変更(第10条第2項、第11条第2項) 4 わかやまスケートパーク設置及び管理条例(令和2年和歌山県条例第32号)に関する次のこと。 (1) 行為の許可(第3条) (2) 利用の禁止及び制限(第5条)
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2企画部の表の次に次の1表を加える。

5 地域振興部

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
地域振興課		1 国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)に関する次のこと。 (1) 基準地の選定(第9条) (2) 土地調査員の任命(第23条) 2 国土利用計画法施行規則(昭和49年総理府令第72号)に関する次のこと。 (1) 土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している価額が国土利用計画法第27条の5第1項第1号に該当しない旨の確認(第21条) 3 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に関する次のこと。 (1) 特定住宅用地の譲渡の認定(第19条第11項、第38条の5第9項) (2) 譲渡予定価額に関する申出に対する意見等の通知(第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号) 4 過疎地域持続的発展計画の変更に関する事。	1 国土利用計画法に関する次のこと。 (1) 勧告に基づき講じた措置の報告の徴収(第25条) (2) 許可の申請又は届出に係る土地等への立入検査等(第41条) (3) 書類の閲覧等の請求(第43条)
総合交通政策課	1 バス運行対策事業に係る生活交通路線維持確保3か年計画の策定に関する事。		
観光振興課		1 旅行業法(昭和27年法律第239号)に関する次のこと((1)、(2)、(7)及び(8)については、和歌山市の区域におけるものに限る。) (1) 旅行業又は旅行業者代理業の登録の実施及び当該登録の通知(第5条) (2) 旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否及び当該拒否の通知(第6条)	1 旅行業法に関する次のこと(和歌山市の区域におけるものに限る。) (1) 旅行業の登録の有効期間の更新の登録の実施及び当該登録の通知(第6条の3第2項において準用する第5条) (2) 旅行業の登録の有効期間の更新の登録の拒否及び当該拒否の通知(第6条の3第2項において準用する第6条) (3) 旅行業の業務の範囲の変更の登録の実施及び当該登録の通知(第6条)

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 旅行業務取扱管理者の選任に関する勧告及び措置命令 (第11条の2第8項、第9項) (4) 旅行者代理業者に対する措置命令 (第14条の3第4項) (5) 旅行者又は旅行者代理業者に対する業務改善命令 (第18条の3第1項) (6) 旅行者又は旅行者代理業者に対する業務停止命令又は登録の取消し (第19条第1項、第2項) (7) 旅行サービス手配業の登録の実施及び当該登録の通知 (第25条) (8) 旅行サービス手配業の登録の拒否及び当該拒否の通知 (第26条) (9) 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任に関する勧告及び措置命令 (第28条第7項、第8項) (10) 旅行サービス手配業者に対する業務改善命令 (第36条) (11) 旅行サービス手配業者に対する業務停止命令及び登録の取消し (第37条第1項、第2項) (12) 意見の聴取、通知、公示及び処分 (第64条) (13) 聴聞、通知及び公示 (第65条第1項、第2項) (14) 法令違反行為を行った者の氏名等の公表 (第71条) 	<ul style="list-style-type: none"> の4第2項において準用する第5条) (4) 旅行業の業務の範囲の変更の登録の拒否及び当該拒否の通知 (第6条の4第2項において準用する第6条) (5) 旅行業又は旅行者代理業の登録事項の変更の登録 (第6条の4第4項) (6) 旅行業約款の個別認可 (第12条の2第1項) (7) 旅行業又は旅行者代理業の登録の抹消 (第20条第1項、第2項) (8) 旅行者登録簿等の閲覧 (第21条) (9) 旅行サービス手配業の登録の抹消 (第38条) (10) 旅行サービス手配業者登録簿の閲覧 (第39条) (11) 報告徴収及び立入検査 (第70条第1項、第3項)
<p>観光交流課</p>		<ul style="list-style-type: none"> 1 通訳案内士法 (昭和24年法律第210号) に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域通訳案内士の登録 (第57条において準用する第18条) (2) 地域通訳案内士の登録の拒否 (第57条において準用する第21条第1項) (3) 地域通訳案内士の登録の拒否に係る意見聴取 (第57条において準用する第21条第2項) (4) 地域通訳案内士の登録証の交付 (第57条において準用する第22条) (5) 地域通訳案内士の登録の取消し等 (第57条において準用する第25条) (6) 地域通訳案内士に対する報告徴収 (第59条において準用する第34条) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 外客来訪促進協議会の運営に関すること。 2 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 登録ホテル業等を営む者に対する是正指示等 (第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第3項 (第18条第2項において準用する場合を含む。)) (2) 登録ホテル業等を営む者に対する報告徴収及び立入検査 (第44条第1項及び第3項)

別表第2環境生活部の表中「4 環境生活部」を「6 環境生活部」に改め、同表環境生活総務課の項中「環境生活総務課」を「脱炭素政策課」に改め、同項部長専決事項の欄3を削り、同項課長専決事項の欄3及び同欄4を削り、同表自然環境室の項中「自然環境室」を「自然環境課」に改め、同項課長専決事項の欄に次のように加える。

4 契約金額250万円未満の自然公園等施設又は自然保護に係る工事の検査に関すること。

別表第2環境生活部の表環境管理課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

9 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (平成30年和歌山県条例第16号) に関する次のこと。

- (1) 太陽光発電事業計画の認定 (第3条第1項)
- (2) 和歌山県太陽光発電事業調査審議会への諮問 (第10条第3項)

- (3) 太陽光発電事業に関する工事の停止等の命令及び公表(第14条第1項、第2項)
- (4) 太陽光発電事業計画の変更の認定(第18条第1項)
- (5) 認定太陽光発電事業実施者に対する改善命令及び公表(第22条第1項、第2項)
- (6) 太陽光発電事業計画の認定の取消し及び公表(第23条第1項、第2項、第3項)
- (7) 事業者に対する勧告、勧告に従わない者に対する命令、命令に従わない者の公表(第25条第1項、第2項、第3項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

14 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に関する次のこと。

- (1) 認定の基準に係る審査(第11条第1項第7号、第8号、第9号、第12号、第13号)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項中「食品・生活衛生課」を「生活衛生課」に改め、同表県民生活課の項部長専決事項の欄2(1)中「第6条」を「第7条」に改め、同欄に次のように加える。

6 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に関する次のこと。

- (1) 特定非営利活動法人の設立の認証(第12条第1項)
- (2) 設立後未登記団体の認証の取消し(第13条第3項)
- (3) 特定非営利活動法人の解散の認定(第31条第2項)
- (4) 特定非営利活動法人の合併の認証(第34条第3項)
- (5) 特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び立入検査(第41条)
- (6) 特定非営利活動法人に対する改善命令(第42条)
- (7) 特定非営利活動法人の認証の取消し(第43条)
- (8) 特定非営利活動法人の認定(第45条)
- (9) 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の認定(第51条第5項)
- (10) 特定非営利活動法人の特例認定(第59条)
- (11) 認定特定非営利活動法人等の合併の認定(第63条第5項)
- (12) 認定特定非営利活動法人等に対する報告の徴収及び立入検査(第64条)
- (13) 認定特定非営利活動法人等に対する勧告、命令(第65条)
- (14) 認定特定非営利活動法人等に対するその他の事業の停止命令(第66条)
- (15) 認定特定非営利活動法人等に対する認定又は特例認定の取消し(第67条)

7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に関する次のこと。

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人の公益認定(第4条)
- (2) 公益認定の公示(第10条)
- (3) 公益法人の変更の認定(和歌山県公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたものを除く。)(第11条)
- (4) 公益認定の取消し(第29条第1項)
- (5) 公益認定の取消しの公示(第29条第4項)

8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)に関する次のこと。

- (1) 移行法人の認可の取消し(第131条第1項)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

3 特定非営利活動促進法に関する次のこと。

- (1) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の受理、公表及び縦覧(第10条第2項)
- (2) 特定非営利活動法人の仮理事、特別代理人の選任(第17条の3、第17条の4)
- (3) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証(第25条第3項)
- (4) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の受理、公表及び縦覧(第25条第5項)
- (5) 特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る申請書の經由進達及び事務の引継ぎ

(第26条)

- (6) 特定非営利活動法人の残余財産の国等への譲渡の認証(第32条第2項)
- (7) 特定非営利活動法人の合併の認証の申請の受理、公表及び縦覧(第34条第5項)
- (8) 警視総監又は警察本部長の意見聴取(第43条の2、第12条の2)
- (9) 特定非営利活動法人の認定に係る意見聴取(第48条)

4 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 公益法人の変更の認定(和歌山県公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたものに限る。)(第11条)
- (2) 変更認定の公示(第11条第4項において準用する第10条)
- (3) 合併による地位の承継の認可(第25条)
- (4) 公益法人に対する勧告及び措置命令(第28条)
- (5) 公益法人に対する勧告の公表(第28条第2項)
- (6) 公益法人に対する措置命令の公示(第28条第4項)
- (7) 公益認定の取消し等に伴う贈与に関する通知(第30条第4項)
- (8) 和歌山県公益認定等審議会への諮問(第51条)
- (9) 知事への指示に関する公益認定等審議会への通知(第53条第1項)

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 特例民法法人の業務の監督(第95条)
- (2) 公益目的支出計画の変更の認可(第125条)
- (3) 移行法人に対する勧告及び措置命令(第129条)
- (4) 移行法人の清算時の残余財産の帰属の承認(第130条)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項課長専決事項の欄6中「第22条」を「第45条」に改め、同欄8を削り、同欄に次のように加える。

8 特定非営利活動促進法に関する次のこと。

- (1) 特定非営利活動法人の設立の申請に係る補正書の受理(第10条第4項)
- (2) 特定非営利活動法人の設立登記完了届の受理(第13条第2項、第39条第2項)
- (3) 特定非営利活動法人の役員の変更等の届出の受理(第23条)
- (4) 特定非営利活動法人の定款の変更の届出の受理(第25条第6項)
- (5) 特定非営利活動法人の定款変更に係る登記事項証明書の受理(第25条第7項)
- (6) 特定非営利活動法人の事業報告書等の受理(第29条)
- (7) 特定非営利活動法人の事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款の閲覧(第30条)
- (8) 特定非営利活動法人の解散の届出の受理(第31条第4項)
- (9) 特定非営利活動法人の清算人就任の届出及び清算結了の届出の受理(第31条の8、第32条の3)
- (10) 警察庁長官又は警察本部長の意見の受理(第43条の3、第12条の2)
- (11) 特定非営利活動法人の認定の申請の受理(第44条第2項)
- (12) 認定を受けた非所轄法人の事業報告書等の受理(第52条第1項)
- (13) 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請の受理(第51条第3項)
- (14) 認定を受けた非所轄法人の役員の変更等の届出及び定款の変更の届出等の受理(第52条第1項、第2項)
- (15) 認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更届出等の受理及び事務所の新設及び廃止に関する通知(第53条、第62条)
- (16) 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等及び助成金支給実績提出書の受理(第55条、第62条)

- (17) 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の閲覧又は謄写 (第56条、第62条)
- (18) 認定特定非営利活動法人等の認定等の失効の公示及び通知 (第57条、第67条)
- (19) 特定非営利活動法人の特例認定の申請の受理 (第58条)
- (20) 認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請の受理 (第63条第3項)

9 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 公益認定に関する意見聴取 (第8条)
- (2) 変更認定に関する意見聴取 (第11条第4項において準用する第8条)
- (3) 財産目録等の閲覧及び謄写 (第22条第2項、第3項)
- (4) 合併等の届出の公示 (第24条第2項)
- (5) 解散の届出等の受理 (第26条第1項、第2項、第3項)
- (6) 解散の届出等の公示 (第26条第4項)
- (7) 公益法人の報告及び検査 (第27条第1項)
- (8) 勧告及び命令に関する意見聴取 (第28条第5項)
- (9) 公益認定の取消しに関する意見聴取 (第29条第3項において準用する第28条第5項)
- (10) 官庁、公共団体その他の者への照会及び協力依頼 (第56条)

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 公益目的支出計画の実施が完了したことの確認 (第124条)
- (2) 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写 (第127条第4項)

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項及び同表青少年・男女共同参画課の項を削り、同表備考中「自然環境室、廃棄物指導室及び県民活動団体室」を「廃棄物指導室」に改め、同表の次に次の1表を加える。

7 共生社会推進部

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
人権政策課		1 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例 (令和2年和歌山県条例第10号) に関する次のこと。 (1) 部落差別を行った者に対する勧告 (第9条第1項、第2項) (2) 和歌山県人権施策推進審議会への諮問 (第9条第3項) (3) 勧告に従わない旨等の公表 (第10条) 2 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例 (令和2年和歌山県条例第64号) に関する次のこと。 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対する勧告 (第8条第3項、第4項)	1 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例に関する次のこと。 (1) 部落差別の禁止行為に関すること。(第3条) (2) 部落差別を行った者に対する説示等 (第8条第1項、第2項) (3) 部落差別を行った者に対する説示等の市町村への要請 (第8条第3項、第4項) 2 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例に関する次のこと。 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の禁止行為に関すること。(第3条) (2) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対する説示等 (第8条第1項、第2項) (3) 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対する説示等の市町村への要請 (第8条第5項、第6項)
子ども未来課	1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) に関する次のこと。 (1) 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定 (第3条第1項、第3項)	1 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に関する次のこと。 (1) 指定保育士養成施設の長に対する報告徴収及び指導 (第18条の7) (2) 保育士登録の取消し及び停止命令 (第18条の19) (3) 公私連携型保育所の届出の受理	1 市町村児童手当事務の指導監督に関すること。 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関する次のこと。 (1) 認定子ども園の報告の徴収等 (第30条第1項)

<p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し(第7条第1項)</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止、休止若しくは設置者の変更の認可(第17条第1項)</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園の認可の取消し(第22条第1項)</p>	<p>及び廃止の承認(第56条の8第3項、12項)</p> <p>2 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定保育士養成施設の変更承認(第5条第3項)</p> <p>(2) 指定保育士養成施設の変更の届出の受理(第5条第4項)</p> <p>(3) 指定保育士養成施設の報告の受理(第5条第5項)</p> <p>(4) 指定保育士養成施設の指定の取消し(第5条第6項、第7項)</p> <p>3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止、休止若しくは設置者の変更の届出の受理(第16条)</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(第19条)</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園の改善勧告及び改善命令(第20条)</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園の事業停止命令(第21条第1項)</p> <p>(5) 認定こども園の変更の届出の受理(第29条第1項)</p> <p>(6) 公私連携幼保連携型認定こども園の届出の受理及び廃止の認可(第34条第3項、第12項)</p>	<p>3 児童福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可並びに解任の命令(第18条の10)</p> <p>(2) 保育士試験委員の選任及び解任の認可並びに解任の命令(第18条の11第2項において準用する第18条の10)</p> <p>(3) 指定試験機関の試験事務に関する規程の認可及び変更の認可(第18条の13第1項)</p> <p>(4) 指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可(第18条の14)</p> <p>(5) 指定試験機関に対する命令、報告の徴収及び立入検査(第18条の15、第18条の16)</p> <p>(6) 保育士登録証の交付及び登録の削除(第18条の18第3項、第18条の20)</p>
<p>こども支援課</p> <p>1 和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 映画、演劇、音楽、書籍、遊具等の推奨(第6条)</p> <p>(2) 風俗関連営業についての措置(第11条第2項)</p> <p>(3) 興行、図書、刃物類、器具類等の有害指定及び公示(第13条)</p> <p>(4) 有害図書等の管理方法又は陳列方法の改善等の指導助言(第15条第5項)</p> <p>(5) 有害広告物に対する措置命令(第17条)</p> <p>(6) 端末設備を公衆の利用に供する者に対する勧告・公表(第21条の8)</p> <p>(7) 携帯電話インターネット事業者に対する勧告・公表(第21条の9)</p> <p>(8) 意見を述べる機会の付与(第21条の10)</p> <p>(9) 和歌山県社会福祉審議会への諮問及び報告(第30条)</p> <p>2 和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第31号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 販売事業者に対する指導・勧告(第15条)</p> <p>(2) 違反の事実等の公表(第16条)</p> <p>3 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第17号)に関する次</p>	<p>1 児童福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 里親の認定(第6条の4)</p> <p>(2) 里親、児童福祉施設の長等に対する指示(第30条の2)</p> <p>(3) 児童福祉施設の設置の届出の受理(第35条第3項)</p> <p>(4) 児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理(第35条第11項)</p> <p>(5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準維持のための監督(第46条)</p> <p>2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 養育里親名簿及び養子縁組里親名簿への登録(第36条の42、第36条の47)</p> <p>(2) 養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の登録の消除並びに専門里親である旨の記載の消除(第36条の44、第36条の47)</p> <p>(3) 養育里親及び養子縁組里親の更新(第36条の46)</p> <p>(4) 児童福祉施設等の変更の承認(第37条第4項、第5項、第6項)</p> <p>3 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 振興局健康福祉部及び社会福祉施設の指導監督(第20条)</p>	<p>1 和歌山県青少年健全育成条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 自動販売機等の届出済証の交付(和歌山市の区域におけるものに限る。)(第18条第3項)</p> <p>(2) 青少年によるインターネット利用に係る説明・資料の提出の要求(第21条の7第4項)</p> <p>(3) 立入調査員の任免及び証明書の交付(和歌山市の区域におけるものに限る。)(第31条)</p> <p>2 和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 知事意見の発出(第11条)</p> <p>3 和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 立入調査員の任免及び証明書の交付(第14条)</p>

	<p>のこと。</p> <p>(1) 子ども・若者支援調整機関の指定(第21条)</p> <p>(2) 子ども・若者指定支援機関の指定(第22条)</p> <p>4 児童福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 児童福祉施設の設置の認可(第35条第4項)</p> <p>(2) 児童福祉施設の廃止又は休止の承認(第35条第12項)</p> <p>5 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 民間あっせん機関の許可及び許可証の交付(第6条第1項、第10条第1項)</p> <p>(2) 民間あっせん機関に対する改善命令(第15条)</p> <p>(3) 民間あっせん機関に対する許可の取消し及び養子縁組あっせん事業の停止命令(第16条)</p>		
<p>多様な生き方支援課</p>	<p>1 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 母子・父子福祉団体に対する貸付け決定(第14条、第32条第4項)</p>	<p>1 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)に関する次のこと。(平成9年3月31日までに和歌山市から県外へ転出した者に関するものに限る。)</p> <p>(1) 貸付金の交付停止及び減額(第11条、第12条、第13条(これらの規定を第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。))</p> <p>(2) 貸付金の一時償還の請求(第16条(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。))</p> <p>(3) 違約金の徴収の決定(第17条(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。))</p> <p>(4) 母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の支払猶予の決定(第19条(第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。))</p> <p>2 和歌山県母子・寡婦福祉対策資金貸付規則を廃止する規則(平成9年和歌山県規則第12号)附則第2項の規定においてなおその効力を有するとされる和歌山県母子・寡婦福祉対策資金貸付規則(昭和57年和歌山県規則第42号)に関する次のこと(和歌山市の区域におけるもの(平成9年3月31日までに和歌山市から和歌山市外(県外を除く。))へ転出した者に関するものを除く。))に限る。)</p> <p>(1) 母子・寡婦福祉対策資金の一時償還の請求(第13条)</p> <p>(2) 母子・寡婦福祉対策資金の違約金の不徴収の決定(第14条)</p> <p>(3) 母子・寡婦福祉対策資金の償還金の支払猶予の決定(第15条)</p>	<p>1 児童扶養手当法に関する次のこと。</p> <p>(1) 所得状況の審査及び支給停止の決定(第9条、第9条の2、第10条、第11条)</p> <p>(2) 手当の支払の一時差止め(第15条)</p> <p>(3) 未支払手当の支払(第16条)</p> <p>2 児童扶養手当法に関する次のこと。</p> <p>(1) 受給資格及び手当額の認定(第6条)</p> <p>(2) 受給資格消滅の決定(第7条)</p> <p>(3) 手当額の改定(第8条)</p> <p>(4) 手当額の全部又は一部を支給しないことの決定(第13条の2、第14条)</p> <p>(5) 受給資格の有無及び手当の額の決定のための調査並びに診断の命令(第29条)</p> <p>(6) 手当の支給に関する処分に係る資料の提供要求(第30条)</p> <p>3 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関する次のこと。</p> <p>(1) ひとり親家庭日常生活支援の決定(第17条、第31条の7、第33条)</p> <p>(2) 母子父子家庭自立支援給付金の支給(第31条、第31条の10)</p> <p>4 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に関する次のこと。(平成9年3月31日までに和歌山市から県外へ転出した者に関するものに限る。)</p> <p>(1) 貸付金の繰上償還の請求及び据置期間の延長の承認(第8条、第37条)</p>

別表第2福祉保健部の表中「5 福祉保健部」を「8 福祉保健部」に改め、同表福祉保健総務課の項中「福祉保健総務課」を「社会福祉課」に改め、同項局長専決事項の欄4(1)中「第10条第2項、第3項」を「第16条第2項、第3項」に、同欄5(6)中「第54条の2第4項」を「第54条の2第5項」に、同欄5(8)中「第54条の2第4項」を「第54条の2第5項」に改め、同項課長専決事項の欄3(1)中「第54条の2第4項」を

「第54条の2第5項」に、同欄3(2)中「第54条の2第4項」を「第54条の2第5項」に改め、同表子ども未来課の項を削り、同表長寿社会課の項局長専決事項の欄3(3)を同欄3(4)とし、同欄3(2)の次に次のように加える。

(3) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人に対する監督命令(第69条の29)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄3に次のように加える。

(5) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関に対する監督命令(第69条の33第2項において準用する第69条の29)

(6) 介護支援専門員又は介護専門員証未交付者に対する指示及び研修の受講の命令(第69条の38第2項)

(7) 介護支援専門員に対する業務の禁止(第69条の38第3項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄5(6)を同欄5(8)とし、同欄5(5)中「停止」を「業務の停止」に、「附則第20条」を「附則第27条第2項において準用する第48条の7、第48条の8」に改め、同欄5(5)を同欄5(7)とし、同欄5(4)中「附則第20条」を「附則第27条第1項、同条第2項において準用する第48条の8」に改め、同欄5(4)を同欄5(6)とし、同欄5(3)中「取消し」を「登録の取消し」に、「全部又は一部」を「業務」に、「附則第16条、附則第17条」を「附則第23条、附則第24条」に改め、同欄5(3)を同欄5(5)とし、同欄5(2)中「附則第14条、附則第15条」を「附則第21条、附則第22条」に改め、同欄5(2)を同欄5(4)とし、同欄5(1)中「附則第8条、附則第17条」を「附則第15条、附則第24条」に改め、同欄5(1)を同欄5(3)とし、同欄5に同欄5(1)及び同欄5(2)として、次のように加える。

(1) 登録喀痰吸引等事業者の登録及び公示(第48条の3、第48条の8)

(2) 登録喀痰吸引等事業者の登録の取消し又は業務の停止及び公示(第48条の7、第48条の8)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄1(2)中「変更」の次に「又は死亡等の届出の受理」を、「第69条の4」の次に「、第69条の5」加え、同欄1に次のように加える。

(5) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人に対する報告の徴収及び立入検査(第69条の30)

(6) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関に対する報告の徴収及び立入検査(第69条の33第2項において準用する第69条の30)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄7(1)中「附則第4条第1項」を「附則第11条第1項」に、同欄7(2)中「附則第4条第4項」を「附則第11条第4項」に、同欄7(3)中「附則第9条」を「附則第16条第1項」に、同欄7(4)中「附則第11条、附則第17条」を「附則第18条、附則第24条」に、同欄7(5)中「附則第13条、附則第17条」を「附則第20条、附則第24条」に、同欄7(6)中「報告」を「報告の徴収」に、「附則第18条」を「附則第25条において準用する第19条及び第20条」に、同欄7(7)中「報告」を「報告の徴収」に、「附則第20条第2項」を「附則第27条第2項」に、同欄7(8)中「附則第20条第2項」を「附則第27条第2項」に改める。

別表第2福祉保健部の表介護サービス指導室の項中「介護サービス指導室」を「介護サービス指導課」に改め、同項局長専決事項の欄6及び同項課長専決事項の欄9を削り、同表障害福祉課の項局長専決事項の欄1(7)及び同欄1(8)を削り、同欄1(9)を同欄1(7)とし、同欄1(10)を同欄1(8)とし、同欄5を削り、同欄6を同欄5とし、同欄7から同欄10までを同欄6から同欄9までとし、同欄11を削り、同欄12を同欄10とし、同欄13から同欄15までを同欄11から同欄13までとし、同項課長専決事項の欄1(7)及び同欄1(8)を削り、同欄1(9)を同欄1(7)とし、同欄1(10)を同欄1(8)とし、同欄1(11)を削り、同欄1(12)を同欄1(9)とし、同欄4及び同欄5を削り、同欄6を同欄4とし、同欄7から同欄9までを同欄5から同欄7までとし、同欄10を削り、同欄11を同欄8とし、同欄12から同欄15までを同欄9から同欄12までとし、同項の次に次のように加える。

<p>こ こ ろ の 健 康 推 進 課</p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する次のこと。 (1) 指定自立支援医療機関の指定(第59条) (2) 指定自立支援医療機関の指定の取消し等(第68条)</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関する次のこと。 (1) 指定病院の指定(第19条の8) (2) 精神障害者の入院措置(和歌山市の区域におけるものに限る。)(第29条) (3) 精神障害者の緊急入院措置(和歌山市の区域におけるものに限る。)(第29条の2) (4) 定期の報告等の審査結果に基づく退院命令(第38条の3第4項)</p> <p>3 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年和歌山県条例第10号)に関する次のこと。 (1) 掛金減免の決定(第18条)</p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する次のこと。 (1) 指定自立支援医療機関の指定の更新(第60条) (2) 指定自立支援医療機関の指定の変更(第64条) (3) 自立支援医療費等の額の決定(第73条第1項)</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。 (1) 精神保健指定医の診察(第27条) (2) 精神保健指定医の診察の通知(第28条) (3) 措置入院のための移送(第29条の2の2) (4) 緊急措置入院者に係る入院措置を採らない旨の通知(和歌山市の区域におけるものに限る。)(第29条の3) (5) 措置入院者の入院措置の解除及び意見の聴取(和歌山市の区域におけるものに限る。)(第29条の4) (6) 精神障害者の入院費に係る費用徴収の決定(第31条) (7) 医療保護入院等のための移送(第34条) (8) 定期の報告等による和歌山県精神医療審査会に対する審査請求(第38条の3第1項) (9) 精神科病院の管理者に対する報告徴収等(第38条の6) (10) 措置入院者の仮退院許可(第40条)</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)に関する次のこと。 (1) 精神保健指定医の証の作成及び交付に関すること(第2条の2の2、第2条の2の3)。</p> <p>4 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例に関する次のこと。 (1) 加入の承認及び年金管理者の変更(第5条、第8条) (2) 年金及び弔慰金の支給決定(第7条、第13条)</p> <p>5 民間助成団体への補助金交付申請に対する意見書に関すること。</p>
----------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2福祉保健部の表医務課の項部長専決事項の欄1に次のように加える。

- (6) 特定地域医療提供機関の指定及び公示(附則第113条第1項、第6項)
- (7) 特定地域医療提供機関の指定の更新及び公示(附則第115条第1項、同条第4項において準用する第113条第6項)
- (8) 特定地域医療提供機関の指定に係る業務の変更の承認及び公示(附則第116条第1項、同条第2項において準用する第113条第6項)
- (9) 特定地域医療提供機関の指定の取消し及び公示(附則第117条第1項、第3項)
- (10) 連携型特定地域医療提供機関の指定及び公示(附則第118条第1項、同条第2項において準用する第113条第6項)
- (11) 連携型特定地域医療提供機関の指定の更新及び公示(附則第118条第2項において準用する第115

条第1項及び第4項)

- (12) 連携型特定地域医療提供機関の指定に係る業務の変更の承認及び公示(附則第118条第2項において準用する第116条第1項及び第2項)
- (13) 連携型特定地域医療提供機関の指定の取消し及び公示(附則第118条第2項において準用する第117条第1項及び第3項)
- (14) 技能向上集中研修機関の指定及び公示(附則第119条第1項、同条第2項において準用する第113条第6項)
- (15) 技能向上集中研修機関の指定の更新及び公示(附則第119条第2項において準用する第115条第1項及び第4項)
- (16) 技能向上集中研修機関の指定に係る業務の変更の承認及び公示(附則第119条第2項において準用する第116条第1項及び第2項)
- (17) 技能向上集中研修機関の指定の取消し及び公示(附則第119条第2項において準用する第117条第1項及び第3項)
- (18) 特定高度技能研修機関の指定及び公示(附則第120条第1項、同条第2項において準用する第113条第6項)
- (19) 特定高度技能研修機関の指定の更新及び公示(附則第120条第2項において準用する第115条第1項及び第4項)
- (20) 特定高度技能研修機関の指定に係る業務の変更の承認及び公示(附則第120条第2項において準用する第116条第1項及び第2項)
- (21) 特定高度技能研修機関の指定の取消し及び公示(附則第120条第2項において準用する第117条第1項及び第3項)
- (22) 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合における許可(附則第123条第4項)
- (23) 休息時間の確保を行わなかったことが不相当と認められる場合の休息時間の確保命令(附則第123条第5項)

別表第2福祉保健部の表医務課の項局長専決事項の欄1に次のように加える。

- (13) 面接指導実施体制を整備していない等と認められる場合の改善命令(附則第111条)
- (14) 休息時間の確保を行っていないと認められる場合の改善命令(附則第126条)

別表第2福祉保健部の表医務課の項課長専決事項の欄1に次のように加える。

- (12) 医療機関勤務環境評価センターに対する報告の求め(附則第113条第7項(附則第115条第4項、附則第116条第2項、附則第118条第2項、附則第119条第2項、附則第120条第2項において準用する場合を含む。))
- (13) 医療機関勤務環境評価センターから通知された評価の結果の公表(附則第134条第1項)

別表第2福祉保健部の表国民健康保険課の項課長専決事項の欄2中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和57年法律第80号)」を加え、同表薬務課の項部長専決事項の欄3中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同欄3(1)中「取消し」の次に「、栽培の中止命令」を加え、「第18条」を「第12条の3第1項」に改め、同項課長専決事項の欄7中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、同欄7(1)中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同欄7に次のように加える。

- (2) 栽培地外への持ち出しの許可(第11条)

別表第2商工観光労働部の表中「6 商工観光労働部」を「9 商工労働部」に改め、同表商工観光労働総務課の項中「商工観光労働総務課」を「商工企画課」に改め、同項課長専決事項の欄2(4)中「第24条の6の11」を「第24条の6の12」に改め、同表万博推進課の項を削り、同表商工振興課の項部長専決事項の欄1を削り、次のように加える。

- 1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に関する次のこと。
 - (1) 設立の認可（第27条の2）
 - (2) 法令等に違反した組合等に対する解散命令（第106条第2項（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条の23第6項において準用する場合を含む。））
- 2 中小企業団体の組織に関する法律に関する次のこと。
 - (1) 設立の認可（第5条の17第2項、第42条第2項）
 - (2) 法令等に違反した組合等に対する解散命令（第69条第3項）

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄3を削り、同欄4を同欄3とし、同欄5中「（昭和32年法律第185号）」を削り、同欄5を同欄4とし、同欄6（6）を削り、同欄6（7）を同欄6（6）とし、同欄6（8）を同欄6（7）とし、同欄6を同欄5とし、同欄7から同欄10までを同欄6から同欄9までとし、同欄11（2）中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、同項課長専決事項の欄3（3）から同欄（5）までを削り、同表観光振興課の項及び同表観光交流課の項を削る。

別表第2農林水産部の表中「7 農林水産部」を「10 農林水産部」に改め、同表農林水産総務課の項中「農林水産総務課」を「農林水産振興課」に改め、同表研究推進室の項を削り、同表里地・里山振興室の項中「里地・里山振興室」を「里地里山振興室」に改め、同項の次に次のように加える。

研究 推 進 課			<ol style="list-style-type: none"> 1 研究課題の外部評価に関すること。 2 研究成果の普及に関すること。
-------------------	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2農林水産部の表農業環境・鳥獣害対策室の項中「農業環境・鳥獣害対策室」を「鳥獣害対策課」に改め、同項局長専決事項の欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

- 3 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に関する次のこと。
 - (1) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（第19条）

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄1（1）中「及び廃止の承認並びに」を「の承認又は」に、「第11条第1項及び第3項」を「第11条第1項」に、「11条の7第1項及び第3項」を「第11条の17第1項」に、「第11条の23第1項及び第3項」を「第11条の42第1項」に、「第11条の29第1項及び第3項」を「第11条の48第1項」に、「第11条の32第1項及び第3項」を「第11条の51第1項」に改め、同欄1（3）を同欄1（4）とし、同欄1（2）を同欄1（3）とし、同欄1（1）の次に次のように加える。

- (2) 組合の信用事業規程及び共済規程の廃止の承認（第11条第3項、第11条の17第3項）

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄2中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同欄2（1）を削り、同欄2（2）中「第142条の5」を「第210条」に、「第142条の6」を「第212条」に改め、同欄2（2）を同欄2（1）とし、同欄2（3）中「第142条の7」を「第213条」に改め、同欄2（3）を同欄2（2）とし、同欄3を削り、同欄4を同欄3とし、同欄5から同欄8までを同欄4から同欄7までとし、同欄9（2）中「第6条第6項」を「第6条第5項」に改め、同欄9（5）中「取消」を「取消し（第10条第1項）」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄10（4）中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「第19条の2第3項」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第10条」に改め、同欄10（7）を削り、同欄10を同欄9とする。

別表第2農林水産部の表経営支援課の項課長専決事項の欄1（1）中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に、「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に、「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に、「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に改め、同欄1（3）及び同欄1（4）中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に、同欄2中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、同欄2（1）中「又は共済規程」を「及び事業規程」に、「第43条第2項」を「第58条第2項」に改

め、同欄2(2)及び同欄2(3)を削り、同欄2(4)中「第142条の2、第142条の3、第142条の4」を「第208条、第209条」に改め、同欄2(4)を同欄2(2)とし、同欄3中「農業災害補償法施行令」を「農業保険法施行令(平成29年政令第263号)」に改め、同欄3(1)中「第2条の4第1項」を「第18条第1項」に改める。

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄19中「補助林道事業」の次に「、県代行林道事業及び県営林道事業」を加え、同欄25を同欄26とし、同欄20から同欄24までを同欄21から同欄25までとし、同欄19の次に次のように加える。

20 県代行林道及び県営林道の使用の承認に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項部長専決事項の欄1中「役務」を「物品の購入、役務」に改め、同項局長専決事項の欄1(3)及び同欄1(4)を削り、同欄1(5)を同欄1(3)とし、同欄1(6)を同欄1(4)とし、同欄14及び同欄15を削り、同欄16を同欄14とし、同欄17を同欄15とし、同欄に次のように加える。

16 県有林の森林クレジットに関する次のこと。

- (1) プロジェクト計画書の登録申請
- (2) クレジットの認証申請

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄1(2)を同欄1(4)とし、同欄1(1)を同欄1(3)とし、同欄1に同欄1(1)及び同欄1(2)として次のように加える。

- (1) 指定施業要件の変更(第33条の2)
- (2) 保安林の損失補償に関すること。(第35条)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄14を同欄16とし、同欄に次のように加える。

17 県土防災対策治山事業に関する次のこと。

- (1) 県営県土防災対策治山事業の事業計画の承認に関すること。
- (2) 県土防災対策治山事業補助金交付要綱のうち事業計画の承認に関すること。(第5条)

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄13を同欄14とし、同欄14の次に次のように加える。

15 わかやま獣害対策モデル事業に関すること。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄10の次に次のように加える。

11 県有林の森林クレジットに関する次のこと。

- (1) プロジェクトの実施に関すること。
- (2) モニタリングの実施に関すること。

別表第2農林水産部の表備考を削る。

別表第2県土整備部の表中「8 県土整備部」を「11 県土整備部」に改め、同表道路建設課の項局長専決事項の欄1及び同欄2を削り、同欄3を同欄1とし、同欄4を同欄2とし、同表河川課の項局長専決事項の欄1(12)を同欄1(13)とし、同欄1(9)から同欄1(11)までを同欄1(10)から同欄1(12)までとし、同欄1(8)中「(5)」を「(6)」に改め、同欄1(8)を同欄1(9)とし、同欄1(7)中「河川管理者が発注する工事に伴うもの及びその変更許可に係るものに限る」を「1件3,000立方メートル未満のものを除く」に改め、同欄1(7)を同欄1(8)とし、同欄1(6)中「(5)」を「(6)」に改め、同欄1(6)を同欄1(7)とし、同欄1(5)中「更新及び変更の許可」を「許可及び登録」に改め、「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、同欄1(5)を同欄1(6)とし、同欄1(1)から同欄1(4)までを同欄1(2)から同欄1(5)までとし、同欄1に同欄1(1)として次のように加える。

- (1) 河川区域に係る指定等(第6条)

別表第2県土整備部の表砂防課の項部長専決事項の欄5を削り、同項課長専決事項の欄10を削り、同表都市政策課の項の次に次のように加える。

盛 土 対 策 室	1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関する次のこと。 (1) 基礎調査の結果に係る関係市町村長への通知及び公表（第4条第2項） (2) 宅地造成等工事規制区域の指定等（第10条） (3) 特定盛土等規制区域の指定等（第26条）	1 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと。 (1) 基礎調査のための土地への立入り（第5条第1項） (2) 基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等（第6条第1項、第3項） (3) 土地の立入り等に伴う損失の補償（第8条）
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄18 (6) 及び同欄21 (4) を削り、同項課長専決事項の欄30中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同欄32に次のように加える。

(12) 宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告（第71条）

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄34に次のように加える。

(7) 不動産鑑定業者に対する助言及び勧告（第46条）

別表第2県土整備部の表港湾空港振興課の項局長専決事項の欄2中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、同欄2 (7) 中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同項課長専決事項の欄2中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表港湾漁港整備課の項局長専決事項の欄1中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別表第2会計局の表中「9 会計局」を「12 会計局」に改め、同表総務事務集中課の項部長専決事項の欄1中「集中調達物品の購入等」を「物品の購入、役務の提供等の契約」に改め、「次のこと」の次に「（庁舎管理、情報処理及び森林整備に関するものを除く。）」を加え、同欄2を削り、同欄4を同欄3とし、同欄3を同欄2とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄3の改正規定及び同項課長専決事項の欄7の改正規定は、公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県訓令第18号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。				(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者

略	略	略	略
振興局	略		
	新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	略	略
県税事務所	略		
消防学校	校長	副校長	
世界遺産センター	所長	事務長	
略			
産業技術専門学院	略	略	略
略			

2～5 略

(準用)

第12条 この規程中特に定めのあるものを除くほか、振興局の部の課長に関する規定は、県税事務所の課長、保健所の課長、中央児童相談所の課長、DV相談支援センターの課長、障害児者サポートセンターの課長、那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所長、新宮保健所串本支所の課長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長にそれぞれ準用する。

2 略

別表第 2 (第 3 条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
文書館長	略
世界遺産センター所長	1 世界遺産の適正な保存管理及び活用に関すること。 2 世界遺産に関連した団体活動の支援に関すること。 3 世界遺産に対する知識の普及啓発及び学術研究活動に関すること。 4 世界遺産に関する情報発信に関すること。 5 世界遺産センターの教育啓発の展示に伴う管理運営に関すること。
南紀熊	1 ジオパークの調査、研究及び保

略	略	略	略
消防学校	校長	副校長	
振興局	略		
	串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	略	略
県税事務所	略		
略			
産業技術専門学院	略	略	略
世界遺産センター	所長	事務長	
略			

2～5 略

(準用)

第12条 この規程中特に定めのあるものを除くほか、振興局の部の課長に関する規定は、県税事務所の課長、保健所の課長、子ども・女性・障害者相談センターの課長、那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所長、新宮保健所串本支所の課長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長にそれぞれ準用する。

2 略

別表第 2 (第 3 条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
文書館長	略

野ジオパークセンター所長	<p>全に関する事。</p> <p>2 ジオパークに関する資料の収集、保管及び展示に関する事。</p> <p>3 ジオパークに関する普及啓発に関する事。</p> <p>4 ジオパークの教育及び観光振興への活用に関する事。</p> <p>5 ジオパークに関する活動を行う団体又は個人の支援に関する事。</p>		
環境衛生センター所長	略	環境衛生センター所長	略
動物愛護センター所長	略	動物愛護センター所長	略
中央児童相談所所長	<p>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する次の事。</p> <p>(1) 和歌山県社会福祉審議会の意見の聴取（第27条第6項）</p> <p>(2) 立入調査（第29条）</p> <p>(3) 負担金の減免及び納入延期の承認（第56条）</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に関する次の事。</p> <p>(1) 立入調査（第9条第1項）</p> <p>(2) 和歌山県児童福祉審議会等への報告（第13条の5）</p>		<p>1 ジオパークの調査、研究及び保全に関する事。</p> <p>2 ジオパークに関する資料の収集、保管及び展示に関する事。</p> <p>3 ジオパークに関する普及啓発に関する事。</p> <p>4 ジオパークの教育及び観光振興への活用に関する事。</p> <p>5 ジオパークに関する活動を行う団体又は個人の支援に関する事。</p>
紀南児童相談所所長	<p>1 児童福祉法に関する次の事。</p> <p>(1) 和歌山県社会福祉審議会の意見の聴取（第27条第6項）</p> <p>(2) 立入調査（第29条）</p> <p>(3) 負担金の減免及び納入延期の承認（第56条）</p> <p>2 児童虐待の防止等に関する法律に関する次の事。</p> <p>(1) 立入調査（第9条第1項）</p> <p>(2) 和歌山県児童福祉審議会等への報告（第13条の5）</p> <p>3 療育手帳の交付及び返還に関する事。</p>		
障害児者サポートセンター所長	<p>1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関する次の事。</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付又は不交付の決定（第15条第4項、第5項）</p> <p>(2) 身体障害者手帳の返還の受理及び返還命令（第16条）</p> <p>2 身体障害者福祉法施行令（昭和</p>		

	<p>25年政令第78号) に関する次のこと。 <u>(1) 和歌山県社会福祉審議会への諮問 (障害程度の認定に係る諮問に限る。)</u> (第5条) <u>(2) 身体障害者手帳の再交付</u> (第10条) <u>3 療育手帳の交付及び返還に関すること。</u></p>			
<p>精神保健福祉センター所長</p>	<p><u>1 精神保健及び精神障害者福祉 (昭和25年法律第123号) に関する法律に関する次のこと。</u> <u>(1) 退院等の請求による和歌山県精神医療審査会に対する審査請求 (第38条の5第1項)</u> <u>(2) 退院等の請求の審査結果に基づく退院命令等 (第38条の5第5項、第6項)</u> <u>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付 (第45条)</u> <u>(4) 精神障害者保健福祉手帳の返還命令 (第45条の2第3項)</u> <u>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) に関する次のこと。</u> <u>(1) 自立支援医療費の支給認定 (精神障害者に係るものに限る。)</u> (第52条)</p>			
<p>保健所長</p>	<p>1～3 略 <u>4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。</u> (1)～(4) 略 5～8 略 <u>9 児童福祉法に関する次のこと。</u> (1) 略 10～12 略 <u>13 和歌山県地域猫対策支援事業実施要綱 (平成28年4月1日制定) に関する次のこと。</u> <u>(1) 知事の地域猫対策の計画の認定を受けた者に対する支援 (第2条)</u> <u>(2) 支援に係る申請の受理 (第3条)</u></p>	<p>保健所長</p>	<p>1～3 略 <u>4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (和25年法律第123号) に関する次のこと。</u> (1)～(4) 略 5～8 略 <u>9 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に関する次のこと。</u> (1) 略 10～12 略</p>	
		<p>土砂災害啓発センター所長</p>	<p><u>1 土砂災害に対する知識の普及啓発及び研究活動に関すること。</u> <u>2 各種の調査研究及び分析の結果の発表に関すること。</u> <u>3 土砂災害に係る情報発信に関すること。</u> <u>4 土砂災害啓発センターの教育啓発の展示に伴う管理運営に関すること</u></p>	
		<p>子ども・女性・障害者相談センター所長</p>	<p><u>1 児童福祉法に関する次のこと。</u> <u>(1) 和歌山県社会福祉審議会の意見の聴取 (第27条第6項)</u> <u>(2) 立入調査 (第29条)</u> <u>(3) 負担金の減免及び納入延期の承認 (第56条)</u> <u>2 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) に関する次のこと。</u></p>	

			<ul style="list-style-type: none"> (1) 立入調査 (第9条第1項) (2) 和歌山県児童福祉審議会等への報告 (第13条の5) 3 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳の交付又は不交付の決定 (第15条第4項、第5項) (2) 身体障害者手帳の返還の受理及び返還命令 (第16条) 4 身体障害者福祉法施行令 (昭和25年政令第78号) に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 和歌山県社会福祉審議会への諮問 (障害程度の認定に係る諮問に限る。) (第5条) (2) 身体障害者手帳の再交付 (第10条) 5 療育手帳の交付及び返還に関すること。
		紀南児童相談所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 立入調査 (第29条) (2) 負担金の減免及び納入延期の承認 (第56条) 2 児童虐待の防止等に関する法律に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 立入調査 (第9条第1項) 3 療育手帳の交付及び返還に関すること。
略	略	略	略
なぎ看護学校長	略	なぎ看護学校長	略
		精神保健福祉センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 退院等の請求による和歌山県精神医療審査会に対する審査請求 (第38条の5第1項) (2) 退院等の請求の審査結果に基づく退院命令等 (第38条の5第5項、第6項) (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付 (第45条) (4) 精神障害者保健福祉手帳の返還命令 (第45条の2第3項) 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立支援医療費の支給認定 (精神障害者に係るものに限る。) (第52条)
略	略	略	略
産業技術専門学院長	1～8 略	産業技術専門学院長	<ul style="list-style-type: none"> 1～8 略 9 和歌山県立産業技術専門学院通学費等補助金の交付決定に関すること。 10 略
		世界遺産センター所長	<ul style="list-style-type: none"> 1 世界遺産の適正な保存管理及び活用に関すること。 2 世界遺産に関連した団体活動の支援に関すること。

略	
家畜保健衛生所長	略
土砂災害啓発センター所長	<p>1 土砂災害に対する知識の普及啓発及び研究活動に関すること。</p> <p>2 各種の調査研究及び分析の結果の発表に関すること。</p> <p>3 土砂災害に係る情報発信に関すること。</p> <p>4 土砂災害啓発センターの教育啓発の展示に伴う管理運営に関すること。</p>
和歌山下津港湾事務所長	<p>1～18 略</p> <p>19 海岸法(昭和31年法律第101号)に関する次のこと。 (1)～(5) 略</p> <p>20～27 略</p> <p>28 和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)に関する次のこと。 (1)～(4) 略 (5) 県管理漁港施設の占用の許可又は当該施設への工作物の設置の許可(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第37条第1項の処分の許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の承認を必要とするものを除く。)(第10条)</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>29 漁港及び漁場の整備等に関する法律に関する次のこと。 (1)・(2) 略</p> <p>30～33 略</p>
略	略

備考 「工事等」とは、和歌山県工事検査規程第2条に定める「県工事等」をいう。

別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
振興局長	<p>1～18 略</p> <p>19 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。 (1) 略 (2) 1件の調達予定額が7,000万円未満である集中調達物品の入札事務の処理(1件の調達予定</p>

	<p>3 世界遺産に対する知識の普及啓発及び学術研究活動に関すること</p> <p>4 世界遺産に関する情報発信に関すること。</p> <p>5 世界遺産センターの教育啓発の展示に伴う管理運営に関すること。</p>
略	
家畜保健衛生所長	略
和歌山下津港湾事務所長	<p>1～18 略</p> <p>19 海岸法に関する次のこと。 (1)～(5) 略</p> <p>20～27 略</p> <p>28 和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)に関する次のこと。 (1)～(4) 略 (5) 県管理漁港施設の占用の許可又は当該施設への工作物の設置の許可(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条第1項の処分の許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の承認を必要とするものを除く。)(第10条)</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>29 漁港漁場整備法に関する次のこと。 (1)・(2) 略</p> <p>30～33 略</p>
略	略

備考 「工事等」とは、和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)第2条に定める「県工事等」をいう。

別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項

(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
振興局長	<p>1～18 略</p> <p>19 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。 (1) 略 (2) 1件の調達予定額が7,000万円未満である集中調達物品の入札事務の処理(1件の調達予定</p>

<p>額が1,000万円以上のものに係る指名競争入札の参加者(随意契約(ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号に該当する場合を除く。)にあっては見積者)の決定及び地域づくり部長等の専決事項として定めているものを除く。)(第6条)</p> <p>20~25 略</p>	<p>額が1,000万円以上のものに係る指名競争入札の参加者(随意契約(ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号に該当する場合を除く。)にあっては見積者)の決定及び地域振興部長等の専決事項として定めているものを除く。)(第6条)</p> <p>20~25 略</p>
<p>部長</p> <p>1~8 略</p> <p>9 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)</p> <p>10 略</p> <p>11 所属の職員の時間外勤務命令に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)</p> <p>12 部長の旅行(管内に限る。)及び所属の職員の旅行に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)</p> <p>13 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所、有田振興局建設部広川出張所及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事。</p> <p>14 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所及び東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1)・(2) 略</p> <p>15~26 略</p> <p>27 和歌山県工事検査規程に関する次のこと。</p>	<p>部長</p> <p>1~8 略</p> <p>9 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)</p> <p>10 略</p> <p>11 所属の職員の時間外勤務命令に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)</p> <p>12 部長の旅行(管内に限る。)及び所属の職員の旅行に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。)</p> <p>13 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所、有田振興局建設部広川出張所及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する事。</p> <p>14 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1)・(2) 略</p> <p>15~26 略</p> <p>27 和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)に関する次のこと。</p>

	(1)~(3) 略 28~37 略		(1)~(3) 略 28~37 略
地域づくり部長	1~10 略 11 本庁各課の所掌に係る事業について、当該主務課からの依頼に基づき振興局地域づくり部において実施する検査に関すること。	地域振興部長	1~10 略 11 本庁各課の所掌に係る事業について、当該主務課からの依頼に基づき振興局地域振興部において実施する検査に関すること。
健康福祉部長	1~21 略 22 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に関する次のこと。 (1)・(2) 略 23~31 略	健康福祉部長	1~21 略 22 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと。 (1)・(2) 略 23~31 略
農林水産振興部長	1 略 2 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に関する次のこと。 (1) 農業協同組合の信用事業規程、共済規程、信託規程及び宅地等供給事業実施規程の変更の承認(農業協同組合の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。)(第11条第3項、第11条の17第3項、第11条の42第3項、第11条の48第3項) (2) 略 3~5 略 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと。 (1)~(5) 略 7~20 略 21 農地法(昭和27年法律第229号)に関する次のこと。 (1)・(2) 略 (3) 違反転用に対する処分(同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地又は採草放牧地を転用する場合を除く。)(第51条) 22~38 略 39~46 略 47 農林水産部森林林業局林業振興課の所掌に係る補助事業についての補助金交付申請事項の軽易な変更の承認に関すること。 48 農林水産部森林林業局林業振興課の所掌に係る農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金の交付に関すること。 49~57 略 58 海岸法に関する次のこと(農地海岸に限る。) (1)~(8) 略 59~78 略 79 わかやま獣害対策モデル事業の補助金の交付に関すること。	農林水産振興部長	1 略 2 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に関する次のこと。 (1) 農業協同組合の信用事業規程、共済規程、信託規程及び宅地等供給事業実施規程の変更の承認(農業協同組合の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。)(第11条第3項、第11条の7第3項、第11条の23第3項、第11条の29第3項) (2) 略 3~5 略 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に関する次のこと。 (1)~(5) 略 7~20 略 21 農地法(昭和27年法律第229号)に関する次のこと。 (1)・(2) 略 (3) 違反転用に対する処分(同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地又は採草放牧地を転用する場合を除く。)(第5条) 22 農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明 23~39 略 40 県有林事業の中間検査及び1件の金額2,000万円未満のものの検査に関すること。 41~48 略 49 農林水産部森林・林業局林業振興課の所掌に係る補助事業についての補助金交付申請事項の軽易な変更の承認に関すること。 50 農林水産部森林・林業局林業振興課の所掌に係る農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金の交付に関すること。 51~59 略 60 海岸法(昭和31年法律第101号)に関する次のこと(農地海岸に限る。) (1)~(8) 略 61~80 略
建設部長	1~18 略 19 道路交通法(昭和35年法律第105号)に関する次のこと。	建設部長	1~18 略 19 道路交通法(昭和35年法律105号)に関する次のこと。

(1)・(2) 略 20～61 略 62 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(平成23年和歌山県条例第33号)に関する次のこと(海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)
(1)～(3) 略 63 和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)に関する次のこと。 (1)～(4) 略 (5) 県管理漁港施設の占用の許可又は当該施設への工作物の設置の許可(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第37条第1項の処分の許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の承認を必要とするものを除く。)(第10条)
(6)～(8) 略 64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に関する次の事項(海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)
(1)～(12) 略 65 略 66 漁港及び漁場の整備等に関する法律に関する次のこと。 (1)・(2) 略 67～71 略

略	
地域づくり部 総務県民課長	1～3 略 4 旅券法(昭和26年法律第267号)に関する次のこと。 (1) 一般旅券の発給申請の受理及び交付(第3条、第8条から第11条まで)

備考
1 「部の課長」とは、各部の課長(海草振興局建設部海南工事事務所、東牟婁振興局新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所に所属する課長を含む。)をいう。
2 略
3 「工事等」とは、和歌山県工事検査規程第2条に定める「県工事等」をいう。

(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
略	
西牟婁振興局建設部長	

(1)・(2) 略 20～61 略 62 和歌山県建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(平成23年和歌山県条例第33号)に関する次のこと(海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)
(1)～(3) 略 63 和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)に関する次のこと。 (1)～(4) 略 (5) 県管理漁港施設の占用の許可又は当該施設への仮設工作物の設置の許可(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条第1項の処分の許可又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の承認を必要とするものを除く。)(第10条)
(6)～(8) 略 64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に関する次の事項(海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。)
(1)～(12) 略 65 略 66 漁港漁場整備法に関する次のこと。 (1)・(2) 略 67～71 略

略	
地域振興部総務県民課長	1～3 略 4 旅券法(昭和26年法律第267号)に関する次のこと。 (1) 一般旅券の発給申請の受理及び交付(第3条、第7条から第10条まで、第12条)

備考
1 「部の課長」とは、各部の課長(海草振興局建設部海南工事事務所、東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所に所属する課長を含む。)をいう。
2 略
3 「工事等」とは、和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)第2条に定める「県工事等」をいう。

(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
略	
西牟婁振興局建設部長	1 当繕工事(西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内のものに限る。)に関する次のこと。 (1) 工事並びに調査、測量、設計及び監理業務の委託(以下西牟婁振興局建設部の項において「工事等」という。)の起工及びその変更(変更後の設計額が5

	<p>1～4 略</p> <p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する次のこと（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。）。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
略	略
東牟婁振興局 新宮建設部近畿自動車道紀南高速事務所 長	略
略	略

備考 「工事等」とは、和歌山県工事検査規程第2条に定める「県工事等」をいう。

	<p>億円未満に限る。)</p> <p>(2) 工事等のうち設計額又は見積額1億円未満のものを入札参加者（随意契約による場合にあつては見積者）の決定</p> <p>(3) 工事等のうち設計額又は見積額が5億円未満のものを入札</p> <p>(4) 工事等の契約（予定価格が5億円未満であつて変更後の契約金額が5億円以上となるものを除く。）の締結又は解除</p> <p>(5) 工事等の中止又は中止の解除</p> <p>(6) 工事等の工期の延長の承認</p> <p>(7) 工事等の請負代金の部分払のために行う出来高検査</p> <p>2～5 略</p> <p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する次のこと（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。）。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
略	略
東牟婁振興局 串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所 長	略
略	略

備考
1 「工事等」とは、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第2条に定める「県工事等」をいう。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。